

岡崎市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策  
臨時特別補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を市内で行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補助し、市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営の安定化を図ることを目的とする。

(補助対象となるクラブ)

第3条 補助対象となるクラブは、岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けているクラブとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別添に定める各事業に必要な経費とし、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（ただし、飲食物費は除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費等とする。なお、各事業において同一の経費を重複して計上しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別添に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別添に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業ごとに、前号により選定された額の合計金額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別添の事業の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及

びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）」に定める期間（第8号において「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、書面により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

#### （交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「市費補助事業者」という。）は、規則第5条の規定に基づき、市費補助金等交付申請書に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

#### （変更交付申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事業の変更により、申請の内容を変更しようとするときは、市費補助事業者は、変更交付申請書に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

#### （交付決定）

第9条 市長は、第7条又は前条の申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、市費補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、市費補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(実績報告)

第11条 市費補助事業者は、事業が完了したときは、規則第10条の規定に基づき、市費補助金等実績報告書に係る資料を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、規則第11条の規定に基づき、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助金額の確定後、市費補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の精算)

第14条 前条ただし書に基づき、補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 別 添

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

#### (1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等事業

(1 支援の単位当たり) 定員19人以下 300,000円

定員20人以上59人以下 400,000円

定員60人以上 500,000円

事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費について補助する。

ア 緊急時の職員確保に係る費用・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用

イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用・消毒掃除費用等

#### (2) 感染症対策改修事業

(1 支援の単位当たり) 1,000,000円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に必要な経費を1支援の単位当たり、1回に限り補助する。

### 2 ICT化推進事業

#### (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入

#### (2) 研修のオンライン化

(1 支援の単位当たり) 500,000円

利用児童等の入退出の管理や連絡帳の電子化、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助する。

#### (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

(1 支援の単位当たり) 150,000円

外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費を補助する。